

件名	知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	

【改正の概要】

平成18年度から実施している特別職及び職員の給与の減額措置の終了時期を1年延長する

〔改正条例〕

知事等及び職員の給与の特例に関する条例

〔改正内容〕

条例の有効期限の延長

平成24年3月31日 平成25年3月31日

〔減額率〕

区 分		給料減額率
特別職	知事	25/100
	副知事	15/100
	教育長、管理者及び常勤監査委員	12/100
その他の職員	特定幹部職員	1.0/100
	管理職員	0.5/100
	一般職員	なし

知事等の特別職に支給される期末手当等の額は、減額後の給料月額に基づき計算される。

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

職員の区分

区 分	対 象 者
特定幹部職員	管理職手当を支給される職員のうち、管理・監督の地位にある職員として期末手当の加算を受けるもの
管理職員	管理職手当を支給される職員（特定幹部職員を除く）
一般職員	上記以外の職員